

建設工事等一般競争（指名競争）

入札参加有資格者 各位

高知市総務部 契約課

令和7年度 入札・契約制度の改正等について

令和7年度に高知市が発注する建設工事等に係る入札・契約制度の改正等は、下記のとおりです。

記

■ 1 建設工事の総合評価落札方式対象工事の適用範囲拡大について

本市が発注する建設工事に係る一般競争入札のうち、請負対象金額1億5,000万円以上の建設工事については、総合評価落札方式（企業評価型）の対象としていますが、価格以外の評価による調達の推進を図るため、適用範囲を請負対象金額1億円以上に拡大を行います。

【高知市総合評価落札方式評価基準に関する取扱要領】

現 行	改正後(R7.4.1以降の公告から適用)
<p>2 対象工事</p> <p>総合評価落札方式の対象工事は、一般競争入札により契約を締結する工事のうち、次のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 施工計画型</p> <p>施工の確実性を確保するために、企業や配置予定技術者の同種工事の経験、工事成績等に基づく技術力等に加えて簡易な施工計画を求め、価格と総合的に評価する。</p> <p>(2) 企業評価型</p> <p>技術的な工夫の余地が小さい工事で、企業及び配置予定技術者の評価は行うが、施工計画の提案は求めない。原則として請負対象金額<u>1億5,000万円</u>以上で、簡易な施工計画の提案を求めることは特に必要ないと判断される案件で適用することとする。</p>	<p>2 対象工事</p> <p>総合評価落札方式の対象工事は、一般競争入札により契約を締結する工事のうち、次のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 施工計画型</p> <p>施工の確実性を確保するために、企業や配置予定技術者の同種工事の経験、工事成績等に基づく技術力等に加えて簡易な施工計画を求め、価格と総合的に評価する。</p> <p>(2) 企業評価型</p> <p>技術的な工夫の余地が小さい工事で、企業及び配置予定技術者の評価は行うが、施工計画の提案は求めない。原則として請負対象金額<u>1億円</u>以上で、簡易な施工計画の提案を求めることは特に必要ないと判断される案件で適用することとする。</p>

※ 詳しくは、「総合評価落札方式評価基準に関する取扱要領」をご覧ください。

■ 2 建設工事に係る入札・契約手続の暫定的な措置について（継続）

建設需要の増大に伴う技術者・作業員の不足や労務単価及び資材単価の上昇等により、公共工事の不調・不落が全国的に発生している情勢を受け、平成25年12月18日（平成31年4月1日一部改正）から実施している暫定措置について、当面の間、暫定措置を継続します。

【暫定措置】

- ・事後審査型制限付き一般競争入札の対象とすることができる範囲の拡大
- ・事後審査型制限付き一般競争入札の入札参加資格要件の緩和（発注ランク、実績、技術者の雇用日、手持ち工事）
- ・災害復旧工事等における指名競争入札の適用範囲の拡大
- ・1者による入札の執行

※ 詳しくは、「建設工事に係る入札・契約手続の暫定的な措置について（通知）」をご覧ください。

■ 3 地方自治法施行令の一部改正に伴う随意契約によることができる額の改正について （令和7年4月1日施行）

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号にて契約の種類に応じて定める額（基準額）の範囲内において、地方公共団体の規則で定める額を超えないときは、随意契約によることが可能とされていますが、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、同政令の基準額の引上げに伴い、契約規則に定める基準額を以下のとおり改正します。

【契約規則第30条関係】

契約の種類	現行	改正案
工事又は製造の請負	<u>130万円</u>	<u>200万円</u>
財産の買入れ	<u>80万円</u>	<u>150万円</u>
物件の借入れ	<u>40万円</u>	<u>80万円</u>
財産の売払い	<u>30万円</u>	<u>50万円</u>
物件の貸付け	30万円	30万円
前各号に掲げるもの以外のもの	<u>50万円</u>	<u>100万円</u>

※ その他関連する要領・基準、通知等につきましては、改正後に総務部契約課ホームページにてご案内します。

■ 4 建築・設備工事（一般競争入札）における予定価格事前公表の取りやめについて （令和7年7月1日実施予定）

建設工事及び建設工事に係る委託業務の予定価格について、建設工事の指名競争入札、土木系工事（高知県土木工事標準積算基準を主体に設計された工事）の一般競争入札及び建設コンサルタント業務（指名競争入札及び一般競争入札）において事後公表を実施していますが、現在、事前公表を行っている建築・設備工事の一般競争入札についても事後公表に移行します。

※ 令和7年7月1日の実施を予定しています。詳細につきましては、改めてご案内します。

■ 5 「週休2日制モデル工事」実施要領の改定について

建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、令和4年度から高知市が発注する建設工事において、「週休2日制モデル工事」を導入しています。

営繕工事（建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替、その他準ずるもの）については、令和6年度より試行要領による運用を行っていましたが、実施要領に改定し、引き続き運用を行います。（営繕工事を除く高知市「週休2日制モデル工事」実施要領に変更はありません。）

(1) 対象工事

- ・原則、全ての建設工事

ただし、以下のいずれかに該当する工事については対象外とします。

- ・現場施工日数が7日未満の工事（不稼働日を含めない）
- ・工期や作業工程に制約がある工事
- ・社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事（緊急応急工事を含む。）

(2) 実施方法

○発注者指定型

- ・対象期間で「4週8休」の確保をするもの
- ・労務費等の補正を行った上で発注するものとし、4週8休が確保できなかった場合は、補正分を減額変更する。

※ 営繕工事については、請負対象金額2,500万円以上（経費補正前の額）を、原則発注者指定型の対象とする。

○受注者希望型

- ・受注者が対象期間で「4週8休」の確保をするもの
- ・発注段階では労務費等の補正は行わず、工事完成前に現場の閉所状況に応じて、補正分を増額変更する。

※ 詳しくは、都市建設部技術監理課ホームページの「高知市「週休2日制モデル工事」実施要領について」をご覧ください。